

## 「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」合意までの流れ

【本取り組みへの参画を希望される場合】

- ①「院外処方箋における疑義照会プロトコル」の内容を確認する。
- ②「疑義照会簡素化プロトコルにおける合意書」を2部印刷する。
- ③「疑義照会簡素化プロトコルにおける合意書」に、保険薬局名および住所・代表者名・電話番号を所定欄に記入する。
  - ※代表者名は薬局の責任者（開設者、管理薬剤師など）
  - ※代表者が変更となる場合は再度合意書の提出をお願いします。
  - ※押印を忘れずをお願いします。
- ④記入した合意書2部を多根総合病院薬剤部へ郵送する。  
〒550-0025 大阪市西区九条南1-12-21 多根総合病院 薬剤部
- ⑤病院は、保険薬局からの合意書が到着後、不備がないかを確認し、運用開始日を記入し、病院長印が押印された薬局用の1部を返送する。
- ⑥保険薬局は合意書を受領後、本プロトコルに基づいた運用を開始する。

以上